産業競争力の強化に関する実行計画 (2015 年版)(抄)

(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定) 【「PPP/PFI の活用」関係抜粋】

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

(5) 立地競争力の更なる強化

企業が活動しやすい国とするため、規制改革等の突破口である国家 戦略特区の加速的推進や PPP/PFI の活用拡大、コンパクトシティ等の 推進等により、産業基盤の強化を図るとともに、都市と地域の競争力 を更に高める。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
公共施設等運営	平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向	内閣総理大臣
権等の民間開放	けたアクションプランに係る集中強化期間の	(内閣府特命
(PPP/PFIの活用	取組方針について」を取りまとめ、民間資金等	担当大臣(経
拡大)	活用事業推進会議において決定した。	済財政政策))
	同「取組方針」に基づき、平成 28 年度末ま	厚生労働大臣
	での3年間を集中強化期間として位置付け、公	国土交通大臣
	共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案	
	件数について、重点分野毎の数値目標(空港6	
	件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設	
	定するとともに、平成34年までの10年間で2	
	~3兆円としている目標を集中強化期間に前	
	倒し、重点的な取組を行うこととする。	
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営	国土交通大臣
	等に関する法律(平成25年法律第67号)に基	
	づき仙台空港において、また、関西国際空港及	
	び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及	
	び管理に関する法律(平成 23 年法律第 54 号)	
	に基づき関西国際空港及び大阪国際空港にお	
	いて、平成 27 年度末までに空港運営事業を開	
	始する。	
	安全性確保等の観点から、公共施設等運営権	内閣総理大臣
	者へ公務員を出向させ、公共施設等運営事業の	(内閣府特命

運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業	担当大臣(経
務を行わせることにより同事業の万全な実施	済財政政策))
を図るために必要な法的措置を速やかに講じ	厚生労働大臣
る。	国土交通大臣
民間事業者による公社管理有料道路の運営	内閣総理大臣
を可能とする特例措置を内容とする構造改革	(地方創生担
特別区域法等の改正案について、必要な法的措	当大臣)
置を速やかに講じる。	国土交通大臣